

日本国経済産業省とインドネシア共和国エネルギー・鉱物資源省との間の
エネルギー・トランジションの実現に関する協力覚書

日本国経済産業省及びインドネシア共和国エネルギー・鉱物資源省（以下、個別に「当事者」といい、「両当事者」と総称する。）は、

平等及び相互利益の原則に基づいたエネルギー分野における協力を進展させる両当事者の相互利益を考慮し、

経済成長を確保しつつ、二酸化炭素の排出量を削減するための現実的なエネルギー・トランジションを実現するために可能な選択肢を探求する取組が重要であることを認識し、

カーボンリサイクルや二酸化炭素回収・貯留（CCS）、二酸化炭素回収・利用・貯留（CCUS）に関する技術のような、現実的なエネルギー・トランジションに貢献する技術が、将来の最も有望な選択肢と考えられており、燃料源としてのアンモニア（燃料アンモニア）が、水素キャリアとしてだけでなく、ゼロエミッション燃料としても、将来の水素社会を実現するために重要な役割を担っていることを考慮し、

水素及び燃料アンモニアの利用並びに将来の水素及び燃料アンモニア市場の発展に向けて、ブルー、グリーン及びその他のタイプの水素並びに燃料アンモニアに関する協力が重要であることを認識し、

安価で信頼性の高いエネルギー資源を確保し、現実的なエネルギー・トランジションを実現する上で、これらの燃料が重要であること、また、現実的なエネルギー・トランジションを実現するために必要な水素、燃料アンモニア、カーボンリサイクル、CCS/CCUS 及びその他関連技術の分野における技術革新を促進するため、さらなる協力を推進することが重要であることに留意し、

2019年6月16日に日本の軽井沢で署名された、日本国経済産業省とインドネシア共和国エネルギー・鉱物資源省との間のエネルギー部門に関する協力覚書を参照し、

それぞれの国の現行の国内法令に従い、

以下の認識に至った。

第一項 目的

この協力覚書（以下、「本覚書」という。）は、水素、燃料アンモニア、カーボンリサイクル、CCS/CCUS など、利用可能なすべてのエネルギー源、技術及び選択肢を活用した現実的なエネルギー・トランジションの実現に向けて、日本とインドネシアのエネルギー協力を促進・強化するための協力的な制度的枠組みを、平等及び相互利益の原則に基づいて構築することを目的とする。

第二項 協力分野

両当事者は、下記の分野に関して協力する。

1. それぞれの国の目標に基づいた排出量実質ゼロに向けたエネルギー・トランジションロードマップの策定
2. 水素、燃料アンモニア、カーボンリサイクル、CCS/CCUS など、現実的なエネルギー・トランジションに貢献する技術の開発・展開
3. 水素、燃料アンモニア、カーボンリサイクル、CCS/CCUS など、現実的なエネルギー・トランジションに貢献する技術協力を促進するための多数国間フォーラムでの取組の支援
4. エネルギー・トランジションとそれに貢献する技術に関する政策立案、人材育成及び知識共有のための支援

第三項 協力の形態

本覚書の下で行われる両当事者間の協力は、次の形態をとる。

1. エネルギー・トランジションの取組及びそれに貢献する技術（水素、燃料アンモニア、カーボンリサイクル、CCS/CCUS、石油/ガス増進回収など）に関する情報、知識及び研究結果の交換
2. エネルギー・トランジションの取組及びそれに貢献する技術（水素、燃料アンモニア、カーボンリサイクル、CCS/CCUS、石油/ガス増進回収など）についての議論及び情報交換のための様々な形態の会議（ワークショップ、トレードミッション、ワーキンググループなど）の設立
3. 関連する国際的なフォーラムでの協力
4. 二酸化炭素の炭酸塩への変換や燃料アンモニアの利用など、エネルギー・トランジションの取組を加速させるための協力可能性の特定に関する情報交換
5. 水素、燃料アンモニア、カーボンリサイクル、CCS/CCUS、石油/ガス増進回収並びに関連する低排出技術、産業及びバリューチェーンにおけるエネルギー・トランジションの取組の加速化に貢献する投資、共同プロジェクト（フィージビリティスタディ、実証プロジェクトを含む）及び共同研究（専門家、技術、サンプル及び機器の交換を含む）の機会の奨励

6. その他、両当事者が相互に決定する形態の協力

第四項 実施機関

本覚書の下での協力は、次の機関により実施される。

日本国経済産業省については、資源エネルギー庁。インドネシア共和国エネルギー鉱物資源省については、新・再エネ、省エネ総局。

第五項 実施

1. 両当事者は、特定の協力分野と関連する活動について相互の同意によって決定する。活動のスケジュール、事業の計画、タイムライン、分担を含む各共同活動の具体的な範囲及びその完了計画については、両当事者間にて策定される別の取決めにて定めるものとする。

2. 本覚書の実施に当たり、一方の当事者が、第三の事業者を参加させることを望む場合、他方の当事者の同意を書面により確認するものとする。

第六項 ワーキンググループ

1. 本覚書に関連する様々な事項の実施を議論、監視及び検討するため、両当事者は、ワーキンググループを設置し、関連する政府機関を招待することができる。

2. ワーキンググループは、両当事者の代表者で構成され、相互に決定された日程で定期的に、日本とインドネシアで交互に、又はオンラインで、会議を開催することができる。各当事者は、ワーキンググループの会合への参加に際し生じる費用を自ら負担する。

第七項 秘密保持

1. 両当事者は、本覚書の下で実行された活動の結果を含め、相互に提供されたデータや情報が、両当事者の書面による事前同意なしに、第三者へ移転又は提供しないことを確保する。

2. 両当事者は、本覚書の下で交換された情報や文書を、本覚書にて意図された以外の目的では利用せず、本覚書の署名に際し相互に決定された内容に沿わない形では利用しない。また、両当事者は、そのような情報や文書を他の当事者の書面による事前同意なしに第三者へ移転しない。

第八項 知的財産権

1. 一方の当事者が本覚書の実施のために提供した知的財産は、その当事者の財産であり続ける。
2. 本覚書の実施のための活動から生じる知的財産権は、両当事者及び／又はその関係団体間で策定される別の取決めに沿って取り扱う。

第九項 遺伝資源、伝統的知識及び伝承

1. 両当事者は、遺伝資源、伝統的知識及び伝承が存在し、その保護が効果的に推進されることを認識する。
2. 両当事者は、本覚書の実施において、遺伝資源、伝統的知識及び伝承の使用から生じる知的財産権が、両当事者それぞれの領域における法令に従うことを確認する。
3. 本覚書の実施における両当事者の遺伝資源、伝統的知識及び伝承の利用は、当事者間で策定される特定の取決めを通じて行われる。

第十項 素材移転契約

両当事者及び／又はその関係団体は、研究素材が両当事者の原産国の領域外に移転される場合には、別の素材移転契約を取り計らう。

第十一項 修正

本覚書は、両当事者の相互の書面による同意により、修正することができる。

第十二項 紛争解決

本覚書では、いずれの当事者においても、法的強制力のある権利や義務を与えることを意図しない。本覚書の実施又は解釈に関して生ずるいかなる相違も、両当事者間の相互理解と善意に基づく協議及び交渉により、友好的に解決される。

第十三項 開始、継続期間及び終了

1. 本覚書の下での協力は、署名日から開始される。
2. 本覚書の下での協力は、3年間継続し、外交ルートを通じた相互の書面による同意により、更に3年間延長することができる。

3. いずれの当事者も、終了予定日の少なくとも6ヵ月前までに他の当事者に書面で通知することにより、いつでも本覚書を終了することができる。

4. 本覚書の下での協力の終了は、両当事者が別段の同意をしない限り、継続中のプログラムや活動の完了に影響を及ぼすものではない。

2022年1月10日にジャカルタで、日本語、インドネシア語、英語により作成され、いずれの文書も等しい価値を持つ。本覚書の解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとする。

日本国経済産業省のために

インドネシア共和国エネルギー・鉱物資源省
のために

萩生田 光一
経済産業大臣

アリフィン・タスリフ
エネルギー・鉱物資源大臣